

1 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(育成を目指す資質、能力)

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等並びに個人生活及び社会生活における健康・安全についての理解を深めるとともに、目的に応じた技能を身に付けるようにする。
(知識及び技能)
- (2) 各種の運動や健康・安全についての自他や社会の課題を発見し、その解決に向けて仲間と思考し判断するとともに、目的や状況に応じて他者に伝える力を養う。
(思考力、判断力、表現力等)
- (3) 生涯にわたって継続して運動に親しむことや、健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。
(学びに向かう力、人間性)

(1) 改訂の要点

- ① 心と体を一体として捉え、生涯にわたる心身の健康の保持増進や豊かなスポーツライフの実現を重視することを目標とし、それを実現するために育成を目指す資質・能力を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。
- ② 各段階において育成を目指す資質・能力を明確にするために、段階ごとの目標を新たに示した。

(2) 目標の柱書きの部分について

- ① 豊かなスポーツライフとは、生涯にわたって運動やスポーツを日常生活に取り入れ、生活の重要な一部とすること。
- ② 「体育の見方・考え方」とは、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自分の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連づけること」。
- ③ 「保健の見方・考え方」とは、疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境作りと関連づけること」。
- ④ 「課題を発見し、合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程」とは、体育分野においては、各領域特有の特性や魅力に応じた課題や生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための課題等が発見し、運動に関わる一般原則や運動に伴う事故の防止等の科学的な知識や技能及びスポーツライフをより豊かにするための知識や技能を活用して、計画を立て、実践し、評価するといった課題解決の過程などを活用して、自らの学習活動を振り返りつつ、仲間とともに課題を解決し、次の学びにつなげられるようにするといった学習の過程のことである。
- ⑤ 保健分野においては、個人生活及び社会生活における健康・安全の内容から自他や社会の課題を発見し、健康情報や知識を吟味し、活用して多様な解決方法を考えるとともに、これらの中から、適切な方法を選択・決定し、個人生活及び社会生活に活用したりすることを示している。

(3) 各段階の目標について(教科の目標と構成は同じ)

各段階とも目標は、教科の目標を実現していくための具体的な指導目標を、ア「知識及び技能」、イ「思考力、判断力、表現力等」、ウ「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で示している。

1段階(1) 目標

ア 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた技能等や心身の発育・発達、個人生活に必要な健康・安全に関する事柄などを理解するとともに、技能を身に付けるようにする。
(知識及び技能)

イ 各種の運動や健康・安全な生活を営むための自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを、他者に伝える力を養う。
(思考力、判断力、表現力等)

ウ 各種の運動における多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自己の最善を尽くして自主的に運動をする態度を養う。また、健康・安全に留意し、健康の保持増進と回復に積極的に取り組む態度を養う。
(学びに向かう力、人間性等)

○ 2 段階

(1) 目標

ア 各種の運動の楽しさや喜びを深く味わい、その特性に応じた技能等や心身の発育・発達、個人生活及び社会生活に必要な健康・安全に関する事柄などの理解を深めるとともに、目的に応じた技能を身に付けるようにする。 **(知識及び技能)**

イ 各種の運動や健康・安全な生活を営むための自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝える力を養う。 **(思考力、判断力、表現力等)**

ウ 各種の運動における多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。また、健康・安全に留意し、健康の保持増進と回復に自主的に取り組む態度を養う。 **(学びに向かう力、人間性等)**

2 内容

(1) 内容の改訂の要点

1 段階及び 2 段階

A 体づくり運動 B 器械運動 C 陸上運動 D 水泳 E 球技 F 武道 G ダンス H 体育理論 I 保健

- ① 高等学校保健体育科の内容との連続性を踏まえて、体育分野として「体育理論」を含む 8 領域、保健分野を 1 領域で示した。
- ② 新たに内容として示した「武道」「体育理論」も含めて各領域とも、全て取り扱うものとして示していることに留意すること。
- ③ それぞれの領域において育成を目指す資質・能力を明確にする観点から、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で構成している。

B 器械運動の例 (1 段階)

器械運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器械運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた技能を理解するとともに技を身に付けること。 **(知識及び技能)**

イ 器械運動についての自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。 **(思考力・判断力・表現力等)**

ウ 器械運動の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や器械・器具の安全を確保したりし、自主的に運動をすること。 **(学びに向かう力、人間性等)**

- ④ 各段階に共通する内容について
各段階において考えられる指導内容を例示として解説の中に示してあるが、生徒の実態や学校施設の状況等に応じて工夫をしたり、また例示として示されていないものを取り入れることも考えられる。(例) 武道 例示には、(ア)柔道、(イ)剣道、(ウ)相撲と示されているが、これまでの学校や地域の取り組みや地域の特性に応じて他の武道を取り扱うことも考えられる。必ずしも(ア)柔道、(イ)剣道、(ウ)相撲を取り扱わなければならないという事ではない。この考え方は、他の領域についても同様。
- ⑤ 内容を取り扱う時数については、3年間を見通した全体計画に基づき保健体育科において示されている目標を達成するために生徒や学校、地域、または生徒の状況等を踏まえながらバランスのとれた指導内容を設定し必要な時数をあてること。
- ⑥ B 器械運動については「平均台運動」が新たに追加されている。
- ⑦ C 陸上運動「長距離走」の走る距離については目安である。生徒の体力、技能の程度、気温、天候等に応じて弾力的に対応することで事故の無いように柔軟に対応することが大切である。
- ⑧ 事故防止の徹底を図る。(水泳、武道等特に留意する)
- ⑨ 「球技」については、例示以外にポッチャやフライングディスク等、生徒の余暇活動に結びつく指導内容を積極的に取り入れることも大切である。
- ⑩ 「体育理論」については、体育分野の各領域との関連を図りつつ、全学年で適切に取り扱うこと。
- ⑪ 「保健」の学習に当たっては、他教科との深い関連を持たせ連携を密にしなが必要となる能力や態度を身に付けるようにすること。

3 指導計画の作成と内容の取扱いについて

(1) 指導計画作成上の配慮事項

- ① 各段階の内容のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。
- ② 保健体育科の指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。
- ③ 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが求められる。
- ③ 「A体づくり運動」及び「I保健」については、3学年間にわたって取り扱うこと。授業時数は適切に定めること。

(2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

- ① 学校や地域の実態を考慮するとともに、個々の生徒の障害の状態等、運動の経験及び技能の程度などに応じた指導や生徒自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫すること。
- ② 運動を苦手と感じている生徒や、運動に意欲的に取り組まない生徒への指導を工夫すること。
- ③ 「A体づくり運動」から「Gダンス」までと「I保健」との関連を図る指導を工夫すること。
- ④ 「D水泳」については、泳法との関連において指導を行う場合は、水中からのスタート及びターンを取り上げること。特に、水泳でのスタート及びターンの指導については、安全の確保が重要となることから、「水中からのスタート及びターン」を取り上げることとしたものである。
- ⑤ 「E球技」については、個の能力だけでなく、より集団を意識したゲームを取り扱うものとする。
- ⑥ 「F武道」については、武道場や用具の確保が難しい場合は指導方法を工夫して行うとともに、安全面に十分留意すること。
- ⑦ 「H体育理論」については、オリンピック・パラリンピックなどの国際大会の意義や役割、フェアプレイの精神等に触れるとともに、運動やスポーツを「すること」、「知ること」、「見ること」、「応援すること」などの多様な関わり方についても取り扱うようにすること。
- ⑧ 自然との関わりの深いスキー、スケートや水辺活動などの指導については、生徒の障害の状態等、学校や地域の実態等に応じて積極的に行うようにすること。諸条件の整っている学校において、スキー、スケートや水辺活動など、自然との関わりの深い活動を積極的に奨励しようとするものである。指導に当たっては、季節、天候、地形などの自然条件の影響を受けやすいことから、自然に対する知識や計画の立て方、事故防止について十分留意すること。